

平成19年3月16日
機 構 長 裁 定

人間文化研究機構における随意契約情報に関する公表基準

1. 公表の対象

人間文化研究機構における随意契約の公表の対象は、売買、賃借、請負その他の契約に関する随意契約で、予定価格が500万円以上のものとする。

なお、国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第14条により官報で公示することとされているもの、本機構の行為を秘密にする必要があるもの及び科学研究費補助金等の経理の委任を受けて行う契約は除く。

2. 公表の内容

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 随意契約を締結した日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (4) 随意契約に係る契約金額
- (5) 随意契約によることとした理由

3. 公表の方法

公表の方法は、人間文化研究機構のホームページに掲載し公表する。

4. 公表の時期

随意契約の締結した日の翌日から起算して72日以内とする。

5. 公表の期間

随意契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までとする。

6. その他

この基準は、平成19年 4月 1日以降に締結する契約から適用する。